『特定施設設置届出書(騒音・振動)』の作成について

(1)特定施設(法律・条例で規制の対象となるもの)

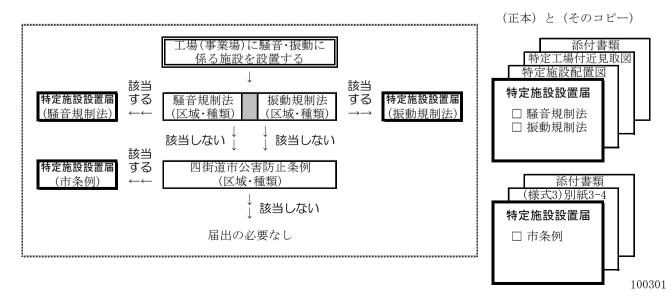
(-) 14/C/C/C/P	L	, <u> </u>	
	騒音規制法	振動規制法	四街道市公害防止条例
特定施設	工場又は事業場に設置さ	工場又は事業場に設置さ	工場又は事業場に設置される機械及び施設の
	れる施設のうち、著しい	れる施設のうち、著しい	うち、ばい煙等を発生し及び排出し、又は飛
	騒音を発生する施設で	振動を発生する施設で	散させる機械若しくは施設であって規則で定
	あって政令で定めるもの	あって政令で定めるもの	めるもの

(2)特定施設設置届出書の作成要領

	<u>шщы / п/мд/м</u>	
	騒音規制法 振動規	制法 四街道市公害防止条例
届出者名	特定施設を設置しようとする者	特定施設を設置しようとする者
届出期限	特定施設設置工事開始の30日前ま	でに届け出ること 特定施設設置工事開始の30日前までに 届け出ること
提出部数	正本とその写し(計2通)	正本とその写し(計2通)
提出書類	○ 所定の届出書 (騒音:様式1)○ 特定施設の配置図○ 特定工場等及びその付近の見り○ 添付書類(騒音・振動防止の方)	○ 該当する別紙 (様式3別紙3)(様式3別紙4)図 ○ 届出書の添付書類

(3)騒音・振動の規制に関する基準など(特定施設)

(3) 騒音・振動のた	見制に関する基準など(特定施)	<u> </u>							
	特定建設作業に伴って発生 する騒音の規制に関する基 準	振動規制 関係)別	法施行規則 表第1	則(第11条		別表第4(行規則(第 1)騒音・振 音) (イ		基準
騒音の大きさ	騒音 昼間 朝夕 夜間 (08-19) (06-08,19-22) (22-06) 第1種 50dB 45dB 40dB 第2種 55dB 50dB 45dB 50dB 第4種 70dB 65dB 60dB 50dB 第4種 70dB 65dB 60dB 30dB 30dB 30dB 45dB 65dB 60dB 30dB 30dB 30dB 45dB 65dB 60dB 30dB 30dB 30dB 30dB 30dB 30dB 30dB 3	る学校等			住商工調※	50dB 55dB 65dB 70dB 60dB 事(第1種 以外の地	朝 (06-08) 45dB 50dB 60dB 65dB 55dB 住居専用 地域内によ	45dB 50dB 60dB 65dB 55dB 、第2種(ある学校学	等施設
振動の大きさ	※第1種・第2種に所在する学校 50m以内の区域の基準値は5d		60dB 65dB 敷地の周	夜間 (19-08) 55dB 60dB 郵概ね	振動 住專·住 商·工業 調整 ※学村	昼間 (08-19) 60dB 65dB 60dB 交等施設	の敷地の 値は5dB減		以内の
届出の対象区域		t 1種低層住	種住居専用、	2種住居		市全域市全域			



『特定施設設置届出書(大気関係)』の作成について

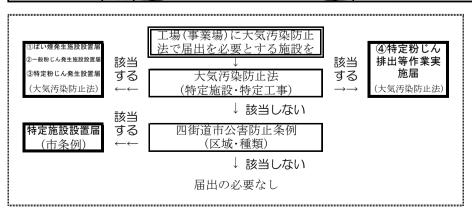
(1)特定施設(法律・条例で規制の対象となるもの)

	大気汚染防止法		悪臭 防止法	四街道市公害防止条例
特定施設	①ばい煙発生施設 (法2条2項)	工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出する もののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因と なるもので政令で定めるもの		工場又は事業場に設 置される機械及び施 設のうち、ばい煙等
	②一般粉じん発生施設 (法2条6項)(法2条10項)	工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの		を発生し及び排出 し、又は飛散させる 機械若しくは施設で
	③特定粉じん発生施設 (法2条7項)(法2条11項)	工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの	I/ \	あって規則で定める もの
特定工事	④特定粉じん排出等作業を伴う建設工事 (法2条8項)(法2条12項) (法18条の15 1項)	特定粉じん排出等作業【吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、 又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特 定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造 し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は 飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定める ものをいう】を伴う建設工事		
特定施設	○揮発性有機化合物 排出施設(法2条5項)	この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの		

(6) 性學提到到異尺川書の提出兩層

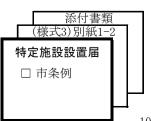
(2) 特定施記	設設置届出書の作成要領		
	大気汚染防止法	悪臭 防止法	四街道市公害防止条例
届出先	印旛地域振興事務所 地域環境保全課 (環境保全班) 285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1 (TEL:043-483-1447)	\times	四街道市役所 環境政策課 環境保全 グループ 284-8555 四街道市鹿渡無番地
	特定施設等①②③を設置し、又④を実施する者		特定施設を設置しようとする者
届出期限	特定施設① …工事着手予定日の60日以上前に届出(法10条) 特定施設② …設置の前に届出(法18条) 特定施設③ …工事着手予定日の60日以上前に届出(法18条の9) 特定工事④ …作業開始の日の14日前まで(法18条の15)		特定施設設置工事開始の60日前までに 届け出ること
提出部数	正本とその写し(計2通)	X	正本とその写し(計2通)
提出書類	○ 所定の届出書(①:様式1&別紙1-3)(②:様式3&別紙1-4) 所定の届出書(③:様式3の2&別紙1-3)(④:様式3の4&別紙)○ (届出書及び別紙の)添付書類 他	X	○ 所定の届出書(様式3)○ 該当する別紙(様式3別紙3)(様式3別紙4)○ 届出書の添付書類○ 別紙の添付書類

(3)大気·悪臭関	係の基	基準など (特定施設)		
		大気汚染防止法施行規則	悪臭防止法施行規則	市条例施行規則(第6条関係)
				別表第4(2)悪臭の規制基準
規制基準等	大気	①特別排出基準、排出基準、上乗せ基準		
		②構造・使用・管理基準		
		③敷地境界基準		
		④作業基準		
	悪臭		(1)敷地境界基準	悪臭の規制基準は周囲の環
			22物質 - 各濃度	境等に照らし、悪臭を発生
			(2)排出口基準	し、排出し又は飛散する場
			13物質 - 各濃度	所の周辺の人々の多数が著
			(3)排出水基準	しく不快を感ずると認めら
			4物質 - 各濃度/流量	
届出の対象区域	大気	市全域		市全域
	悪臭		用途地域	市全域



(正本) と (そのコピー)

大気汚染防止法の 特定施設等届出は ※印旛地域振興事務所扱い



100301

『特定施設設置届出書(水質関係)』の作成について

(1)特定施設(法律・条例で規制の対象となるもの)

(1) 付足旭!	文(伝体・糸例で規制の	/対象となるもの/
	水質汚濁防止法	
		共用水域に排出水を排出する者(法2条2項1-2号)
	<2>特定地下浸透水を浸透	きさせる者(法2条7項) <u> </u>
特定施設	<1>特定施設 (法2条2項1-2号) (令1.0.0)別表第1	次の各号のいずれかの要件を整える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの1号:カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。2号:化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
	<2>有害物質使用 特定施設 (法2条7項)	「特定地下浸透水」とは、(法2.2.1)に規定する物質(「有害物質」という。)をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く。「有害物質使用特定施設」という。)を設置する特定事業場(「有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいう。

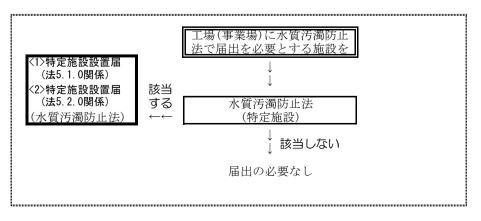
(2)特定施設設置届出書の作成要領

	水質汚濁防止法	四街道市公害防止条例
届出先	印旛地域振興事務所 地域環境保全課 (環境保全班) 285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1 (TEL:043-483-1447)	
届出者名	特定施設等<1><2>を設置する者	
届出期限	特定施設<1> …工事着手予定日の60日以上前に届出(法9条1項) 特定施設<2> …工事着手予定日の60日以上前に届出(法9条1項)	
提出部数	正本とその写し(計2通)	
提出書類	○ 所定の届出書 〈1〉様式1&別紙1-6 // 〈2〉様式1&別紙7-11○ (届出書及び別紙の)添付書類 他	

(3)水質関係の基準など(特定施設)

(3) 水質関係の基	N 負 関 徐 の 基 準 な と (特 走 肔 鼓)					
	水質汚濁防止法					
規制基準等	排水基準	(排水基準を定める省令 第1条)別表第1 有害物	質(法2.2.1)			
	(法3.1.0)(法3.2.0)	(排水基準を定める省令 第1条)別表第2 その他	物質(法2.2.2)			
	排出口における排水基準があ	(水質汚濁防止法施行令 第5条)別表第3				
	る施設(法12.2.0)(法13.2.0)					
	浄化に係る措置命令の基準	(水質汚濁防止法施行規則 第9条の3)別表				
	(法14-3.1.0)(法14-3.2.0)					
届出の対象区域	市全域					

		指定項目	指定水域	指定地域
総量削減基本方針、 総量削減計画、 総量規制基準	00	COD 窒素又はりん	東京湾流域 東京湾流域	(令4条の2)別表第2第1号に掲げる区域 → 勝田川流域 (令4条の2)別表第2第1号に掲げる区域 → 勝田川流域



(正本) と (そのコピー)

水質汚濁防止法の 特定施設等届出は ※印旛地域振興事務所扱い